

一般送配電事業者の2020年度収支状況の事後評価等について (法令に基づく事後評価の結果についての経済産業大臣への回答と 事後評価等のとりまとめの報告)

(趣旨)

一般送配電事業者の2020年度収支状況の事後評価について、2022年2月16日に開催された料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価に関して事務局にて行った評価を確認いただいたため、その結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答についてご審議いただく。

また、事後評価等のとりまとめが行われたため、その内容をご報告する。

1. 一般送配電事業者の2020年度収支状況の法令に基づく事後評価の結果について

一般送配電事業者の2020年度収支状況の事後評価について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理等）に関して事務局にて行った評価を確認いただいたため、その結果について、資料5-1のとおり報告する。

2. 経済産業大臣への回答について

一般送配電事業者の2020年度収支状況については、2022年2月4日付けにて、経済産業大臣から本委員会宛てに意見を求められていることから、委員会として次のとおり回答を行うこととしたい。（資料5-2）

- 一般送配電事業者については、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）第2（14）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった。

3. 料金制度専門会合における事後評価等のとりまとめの報告について

料金制度専門会合の事後評価等のとりまとめは資料5-3のとおり。今年度は、以下の項目について評価を行った。

① 法令に基づく事後評価（全10社）

- ・ 超過利潤累積額管理表及び乖離率計算書による事後評価
（ストック管理及びフロー管理）
- ・ 廃炉等負担金を踏まえた評価

※2020年12月に電気事業託送供給等収支計算規則が改正され、不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）については、超過利潤の計算において費用として扱ってはならないとされたことから、当該支出増（超過契約額）があれば、それも反映して評価を実施。

② 事業者ヒアリングによる追加的な分析・評価

- (i) 託送供給等収支の状況
(北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、四国電力送配電、九州電力送配電)
- (ii) 東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金の水準の算定根拠(東京電力ホールディングス)
- (iii) レベニューキャップ制度における検討事項に係る取組状況等
(北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、四国電力送配電、九州電力送配電)
 - ✓CAPEX 設備に係る社内検討プロセスについて
 - ✓ステークホルダーとの協議について
 - ✓無電柱化対応について
 - ✓次世代投資について
 - ✓レベニューキャップ制度に対する意見・要望事項等
- (iv) レベニューキャップ制度を見据えた取組内容や計画
(北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、四国電力送配電、九州電力送配電)
 - ✓設備投資金額額及び物量の推移
 - ✓経営効率化に向けた取組状況
 - ✓レベニューキャップ制度における設定目標に対する取組
- (v) レベニューキャップ制度におけるデータ採録等に係る整備に向けた今後のアクションプランについて(送配電網協議会)

(参考) 経緯・開催実績

- 2022年 2月4日 経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
- 2月8日 第359回電力・ガス取引監視等委員会
- 2月16日 第11回料金制度専門会合
- 2月24日 第361回電力・ガス取引監視等委員会(本日)
(経済産業大臣への回答の審議、事後評価等のとりまとめ結果の報告)

(以上)

[参考条文]

○電気事業法

(託送供給等約款に関する命令及び処分)

第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第2 処分の基準

(14) 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合

② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この(14)において同じ。）の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」をいう。以下この(14)において同じ。）である一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（以下ロ並びに③ハ及びニにおいて単に「一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合

イ 電気事業託送供給等収支計算規則（平成28年経済産業省令第47号）に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約

款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)

- ③ 廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者（イ、ロ及びホにおいて「特定一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合
- イ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額の5分の3を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、当該超過額に1から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に100分の50を乗じて得た値（当該値が1を上回る場合にあっては1と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の還元義務額残高の合計額を5で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて算定された電気事業報酬の額を超える場合にあっては、当該電気事業報酬の額）を下回らない額であって、特定一般送配電事業者が定める額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)
 - ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス3パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合は、原則として該当しないものとする。)
 - ハ 平成30年3月31日以降、一般送配電事業者のうち3社以上が第18条第5項の規定に基づき、経営効率化により料金を引き下げる託送供給等約款の変更届出を行った場合（ただし、当該届出が行われた事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)
 - ニ 1の年度において一般送配電事業者のうち5社以上が電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)
 - ホ 電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に定める廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、次の式により算定した額の直近3事業年度の平均額を超過する場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第2項の規定により、廃炉等積立金を積み立てる日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

$$A - B \times (1 - C)$$

- A 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の4第5項の規定により通知された廃炉等積立金の額
- B 特定一般送配電事業者の特定関係事業者（第22条の3第1項に規定する特定関係事業者をいい、過去に特定関係事業者であった者を含み、廃炉等実施認定事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を直接有するものに限る。以下このホにおいて同じ。）であって、小売電気事業を営む者（過去に小売電気事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定小売電気事業者」という。）及び発電事業を営む者（過去に発電事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定発電事業者」という。）の経常利益の合計値（特定小売電気事業者が行う小売電気事業又は特定発電事業者が行う発電事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の小売電気事業者又は発電事業者へ承継させた場合は、承継を受けた当該小売電気事業を営む者又は発電事業を営む者（以下このホにおいて「承継会社」という。）の経常利益に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた経常利益の合計値を含み、承継会社からの配当益を除く。）
- C 廃炉等実施認定事業者、特定一般送配電事業者、特定小売電気事業者及び特定発電事業者の有形固定資産額（承継会社がある場合は、承継会社の有形固定資産額に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた有形固定資産額を含む。）の合計値に占める当該特定一般送配電事業者の有形固定資産額の割合

一般送配電事業者の2020年度収支状況 の法令に基づく事後評価の結果について

第11回 料金制度専門会合
事務局提出資料抜粋
(2022年2月16日)

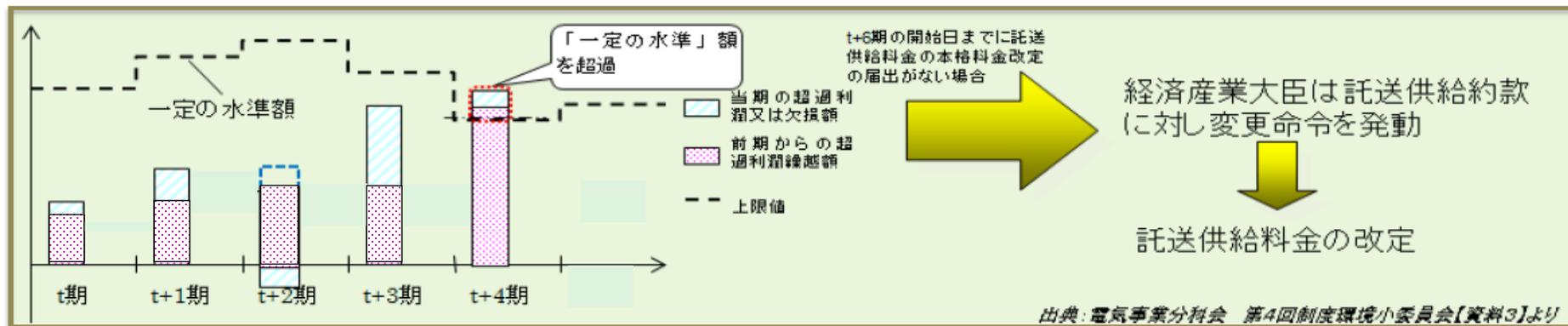


現行のストック管理とフロー管理の概要

- 現行制度は超過利潤累積額が一定の水準を超過(ストック管理)するか、もしくは、想定単価と実績単価の乖離率が一定比率を超過(フロー管理)した場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には託送供給等約款の変更命令を発動。

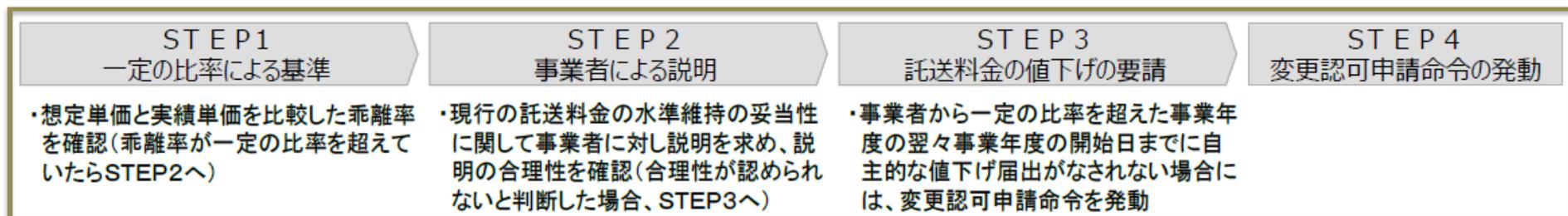
<ストック管理方式>

超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、翌々事業年度の開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



<フロー管理方式>

「想定単価と実績単価の乖離率（原価とのズレ）」を確認し、乖離率が一定の比率を超え、事業者の説明に料金水準維持の合理性が認められない場合で、翌々事業年度の開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



超過利潤累積額管理表による事後評価（ストック管理）

- 当期超過利潤累積額について、値下げ命令の発動基準となる「一定の水準」（東京電力PGにおいては「一定の水準」の3/5）を超過した事業者はいなかった。

(単位:億円)	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤 又は欠損 ^{※1}	当期超過利潤累積額 又は欠損累積額	一定水準額 ^{※2}	基準への抵触
北海道電力NW	11	▲126	▲632	177	無
東北電力NW	339	▲51	▲765	483	無
東京電力PG	1,079	73	314	1,222 ^{※3} (1,222.3×3/5=733)	無
中部電力PG	422	▲13	▲340	571	無
北陸電力送配電	89	▲29	▲74	80	無
関西電力送配電	423	▲99 ^{※5}	▲544 ^{※5}	634	無
中国電力NW	162	4	▲437	172	無
四国電力送配電	92	▲2	▲251	121	無
九州電力送配電	217	▲72	279	485	無
沖縄電力	9	▲28	▲105	40	無

※1 当期超過利潤(又は欠損)がプラスとなったのは2社（東京電力PG、中国電力NW）のみ

※2 「一定水準額」は送配電部門に係る固定資産の期首期末平均帳簿価額に直近の託送供給等約款料金を設定した際に算定した事業報酬率を乗じて算定

※3 東京電力PGについては、廃炉等負担金を踏まえ、厳格化された基準が適用される

※4 資料中の数値は、小数点以下を四捨五入しているため、端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。なお、2021年に公表した「送配電部門収支」は、小数点以下を切捨てとしているため、数値は一部異なる。(以下同様)

※5 関西電力送配電については、2020年度までに支出が確認された超過契約額（約0.06億円）を当期欠損額及び当期欠損累積額に反映（減算）済み。他社は該当なし。(詳細はスライド10を参照)

(出典) 各社の2020年度託送収支(超過利潤累積額管理表等、2021年11月現在)より事務局作成

乖離率計算書による事後評価（フロー管理）

- 想定単価と実績単価の乖離率について、値下げ命令の発動基準となる「▲5%」（東京電力PGにおいては「▲3%」）を超過した事業者はいなかった。

(単位:円/kWh)		想定単価※1	実績単価※2,3	乖離率	基準への抵触
北海道電力NW	補正前	5.99	6.65	11.02%	無
	補正後		6.63	10.68%	
東北電力NW	補正前	5.73	6.02	5.06%	無
	補正後		6.02	5.06%	
東京電力PG	補正前	5.02	5.23	4.18%	無
	補正後		5.27	4.98%	
中部電力PG	補正前	4.74	4.73	▲0.21%	無
	補正後		4.74	0.00%	
北陸電力送配電	補正前	4.59	4.77	3.92%	無
	補正後		4.77	3.92%	
関西電力送配電	補正前	4.75	4.97	4.63%	無
	補正後		4.98	4.84%	
中国電力NW	補正前	4.69	4.87	3.84%	無
	補正後		4.86	3.62%	
四国電力送配電	補正前	5.40	5.66	4.81%	無
	補正後		5.66	4.81%	
九州電力送配電	補正前	5.25	5.35	1.90%	無
	補正後		5.36	2.10%	
沖縄電力	補正前	6.87	7.21	4.95%	無
	補正後		7.23	5.24%	

※東京電力PGについては、廃炉等負担金を踏まえ、厳格化された基準が適用される

※1:算出に用いた想定原価は、2018～2020年度に適用された送配電関連原価の合計額とし、想定需要量は、送配電関連需要量（原価算定期間の合計）とする。

※2:算出に用いた実績費用・実績需要量は、実際に発生した費用の額、需要の量（原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度(2018～2020)の合計）とする

※3:算出に用いた補正後実績費用は、実績費用をもとに需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正した額、補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要量とする
(出典) 各社の2020年度託送収支(乖離率計算書、2021年11月現在)より事務局作成

廃炉等負担金を踏まえた事後評価の概要

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。
- このため、2017年10月の制度改正により、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることできるよう、東京電力PGが支払う「廃炉等負担金」は「費用」として扱われることとなったが、他方、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれぬよう、東京電力PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられている（2018年3月(一部は2020年3月)施行）。

<値下げ命令に関する新たな評価基準の概要>

- 以下の基準のいずれかの場合に該当する場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動することができる。

① 通常のス톡管理・フロー管理に比べて厳格な基準値

- 超過利潤累積額が、通常のス톡管理基準（一定水準額 = 固定資産額 × 事業報酬率）の $3/5$ を超過する場合、もしくは、
- 想定原価と実績単価の乖離率が、▲ 3 %（通常のス톡管理基準（▲ 5 %）の $3/5$ ）を超過する場合

② 他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標

- 他の一般送配電事業者の 3 社以上が託送料金を値下げする場合、もしくは、
- 他の一般送配電事業者の 5 社以上の想定原価と実績単価の乖離率が ▲ 5 % を超過している場合

③ 東京電力グループ他社の資金負担との比較指標

※ ③の基準は2020年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。

- 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近 3 事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の 3 事業年度の平均額を超過する場合

算定式 $A - B \times (1 - C)$

A：廃炉等積立金の額

B：東京電力グループ他社（東京電力E、東京電力F、東京電力R及びERA）の経常利益の合計値

C：東京電力PGの有形固定資産比率

廃炉等負担金を踏まえた評価

- 廃炉等負担金を踏まえ、東京電力PGにおいては厳格な値下げ基準が適用される。
- 2020年度の収支状況について確認した結果、当該基準に達していなかった。

<基準の概要>

① 通常のストック管理・フロー管理に比べて厳格な基準値

- 超過利潤累積額が、通常のストック管理基準（一定水準額 = 固定資産額 × 事業報酬率）の 3 / 5 を超過する場合、
もしくは、
- 想定原価と実績単価の乖離率が、▲ 3 %（通常のフロー管理基準（▲ 5 %）の 3 / 5）を超過する場合

- 東京電力PGの当期超過利潤累積額は314億円となり、一定水準額の 3 / 5（733億円）を超過していない。
- 乖離率は、4.18%（補正後 4.98%）となり、▲ 3 %を超過していない。

② 他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標

- 他の一般送配電事業者の 3 社以上が託送料金を値下げする場合、
もしくは、
- 他の一般送配電事業者の 5 社以上の想定原価と実績単価の乖離率が▲ 5 %を超過している場合

- 値下げを予定している一般送配電事業者はいない。
- 他の一般送配電事業者のいずれも乖離率が▲ 5 %を超過していない。

③ 東京電力グループ他社の資金負担との比較指標

※ ③の基準は2020年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。

- 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近 3 事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の 3 事業年度の平均額を超過する場合
算定式 $A - B \times (1 - C)$
A：廃炉等積立金の額
B：東京電力グループ他社（東京電力EP、東京電力FP、東京電力RP及びJERA）の経常利益の合計値
C：東京電力PGの有形固定資産比率

- 左記の算定式により算出した直近 3 事業年度（2018～2020年度）の平均額は2,697億円。
- 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度（2018～2020年度）の平均額は1,329億円となり、2,697億円を超過していない。

経済産業省

20220204電委第2号
令和4年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般送配電事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和4年2月4日付け20220131資第5号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）第2（14）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

なお、下記の対象事業者のうち、関西電力送配電株式会社については超過契約額が確認され、これ以外の事業者については、超過契約額が確認されなかったことを申し添えます。

記

（対象事業者）

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・北海道電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 7430001078663 |
| ・東北電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 7370001044201 |
| ・東京電力パワーグリッド株式会社 | 法人番号 3010001166927 |
| ・中部電力パワーグリッド株式会社 | 法人番号 1180001135974 |
| ・北陸電力送配電株式会社 | 法人番号 4230001017826 |
| ・関西電力送配電株式会社 | 法人番号 6120001220018 |
| ・中国電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 5240001054140 |
| ・四国電力送配電株式会社 | 法人番号 8470001017344 |
| ・九州電力送配電株式会社 | 法人番号 6290001084768 |
| ・沖縄電力株式会社 | 法人番号 3360001008565 |

経 済 産 業 省

20220131 資 第 5 号
令 和 4 年 2 月 4 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

一般送配電事業者の収支状況の事後評価について

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平12・05・29資第16号)第2(14)に基づく一般送配電事業者の収支状況の確認にあたり、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

(対象事業者)

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・北海道電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 7430001078663 |
| ・東北電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 7370001044201 |
| ・東京電力パワーグリッド株式会社 | 法人番号 3010001166927 |
| ・中部電力パワーグリッド株式会社 | 法人番号 1180001135974 |
| ・北陸電力送配電株式会社 | 法人番号 4230001017826 |
| ・関西電力送配電株式会社 | 法人番号 6120001220018 |
| ・中国電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 5240001054140 |
| ・四国電力送配電株式会社 | 法人番号 8470001017344 |
| ・九州電力送配電株式会社 | 法人番号 6290001084768 |
| ・沖縄電力株式会社 | 法人番号 3360001008565 |

2020 年度 一般送配電事業者の収支状況の事後評価等 とりまとめ

2022 年 2 月 24 日

電力・ガス取引監視等委員会料金制度専門会合

1. はじめに

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む傾向にある一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズや経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応しつつ、将来の託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識の下、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合は、託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促進すべく、一般送配電事業者の収支状況の事後評価等を実施するとともに、この中で、2023 年度より導入する新託送料金制度（以下「レベニューキャップ制度」という）の運用の参考とする観点から、当該制度に係る各社の取組状況について議論した。

なお、今回の事後評価に際しては、北海道電力 NW、東北電力 NW、東京電力 PG、中部電力 PG、四国電力送配電、九州電力送配電、送配電網協議会、東京電力 HD からヒアリングを実施した。

2. 2020 年度の収支状況の事後評価等の結果概要

(1) 託送収支の状況¹（全 10 社）

① 法令に基づく事後評価

2020 年度の当期超過利潤累積額について、変更認可申請命令(値下げ命令)の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はいなかった(ストック管理)²。また、想定単価と実績単価の乖離率について、変更認可申請命令の発動基準となる一定の比率を超過した事

¹ 2022 年 1 月時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。なお、今後、電気事業監査の指摘等により変更の可能性がある。

² 2020 年 12 月に電気事業託送供給等収支計算規則が改正。不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）については、託送料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされた。これを受け、電気事業法に基づく報告徴収を実施した結果、関西電力送配電に超過契約額（約 0.1 億円）を確認（ほかの社は該当なし）しているが、現状の金額では、託送料金に対する値下げ命令の発動基準を超過していないことを確認済。

業者はいなかった(フロー管理)。東京電力 PG については、2017 年度収支から廃炉等負担金を踏まえて厳格な基準が適用されることとなったが、当該基準に達していなかった。

② 収支全体について

収入面については、節電・省エネに加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により電力需要が減少したため、北陸、沖縄を除く 8 社において、実績収入が想定原価 (= 想定収入) を下回った。特に、北海道、関西は 5% 以上減少となった。

費用面については、北海道、北陸、沖縄の 3 社において、実績費用が想定原価 (= 想定費用) を上回った。特に、沖縄は、人件費や他社購入電源費の増加等により、想定原価と比べ 8% 増と大きく増加した。

全体的な傾向としては、収入が減少又は横ばいとなる中で、総じて人件費・委託費等が維持・増加し、設備関連費が減少している。この結果、2020 年度の託送収支においては、東京、中国を除く 8 社で当期超過利潤がマイナス (当期欠損) となった。

③ 人件費・委託費等について

人件費・委託費等には、給料手当、システム開発に係る委託費等の費目が含まれる。

2020 年度は、北海道、東京を除く 8 社で実績費用が想定原価を上回り、このうち、東北、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄の 7 社については、主に給料手当水準の差による給料手当の増加や、それに伴う厚生費の増加、分社化に伴う業務の外注化による委託費の増加等により、想定原価から 10% 以上上回っていた。

人件費・委託費等については、こうした上昇要因を踏まえると大幅な引き下げが難しいと考えられるが、そうした状況においても引き続き効率化を追求していくべきである。

④ 設備関連費について

設備関連費には、修繕費、減価償却費等の費目が含まれる。

2020 年度は、前年度と同様、東北、沖縄を除く 8 社で実績費用が想定原価を下回り、このうち、北海道、東京、関西、中国、九州の 5 社については、主に競争的発注方法の拡大や工事効率の向上等による修繕費や減価償却費の減少により想定原価から 10% 以上下回っていた。ただし、想定原価における修繕費の額と実績額の乖離が各社で相当程度異なっているところ、その要因については、今後レベニューキャップ制度の審査に向けて実態の深掘りを進めていく必要がある。なお、北陸、関西、中国、九州の 4 社においては、減価償却方法を定率法から定額法に変更したことによる減価償却費の減少も寄与していた。各社においては、引き続き、調達合理化や点検周期の延伸化措置等によるコスト削減に取り組みつつも、費用削減のみを目的として、再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンス、安定供給等に必要となる設備投資が繰り延べられるようなことがあってはならない。

(2) レベニューキャップ制度導入を見据えた取組状況（6社）

一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることができるよう、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会において、レベニューキャップ制度の詳細設計を行い、昨年11月に本料金制度専門会合において取りまとめを行った。

レベニューキャップ制度においては、規制期間開始時に、一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うこととなる。また、規制期間終了時には、事業計画の達成目標の状況を評価、規制期間中の収入上限と実績収入及び実績費用の差額を調整すること等により、翌期規制期間の収入上限の算定を行うこととしている。

今回の事後評価では、レベニューキャップ制度の導入を見据え、その運用制度の参考とする観点から、8つのヒアリング項目を設定し、6社（北海道電力NW、東北電力NW、東京電力PG、中部電力PG、四国電力送配電、九州電力送配電）からヒアリングを実施した。

① CAPEX 設備に係る社内検討プロセス

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度のCAPEX査定の検討において、各社の投資実績などの実情確認したところ、様々な特殊要因により費用単価が大幅に高くなる案件が散見された。これらの高額案件については、各事業者が社内での適切な検討プロセスを設けることを求め、具体的には、社内検証に際して、有識者などの第三者を含める等の透明性が確保された検証体制を構築した上で、案件の必然性や、価格・物量の妥当性、価格・物量低減に向けて実施する取組の有無とその取組内容の妥当性を検証し、個別査定を行うこととしている。これを踏まえ、各社が現在行っている工事に係る社内検討プロセスや、レベニューキャップ制度の導入に向けた当該プロセスの改善事項について、確認を行った。

●ヒアリング結果

各社のCAPEX工事に係る社内プロセスを確認したところ、主に工事計画の策定プロセス、競争発注等を通じた物品、工事の調達プロセス、実際の工事プロセスに区分されており、各プロセスにおいて工事担当部署、調達担当部署等の関連部署が精査を行って、検討を進めていることが示された。また、重要性の高い工事や工事金額の大きな工事については、必要に応じて取締役会や経営会議において審議を行った上で、方針を決定していることが確認された。

また、他産業出身者や会計コンサル会社などの外部有識者の知見活用や、仕様の合理

化、まとめ発注等の工夫を通じて調達コストの低減に取り組んでいることが分かった。

レベニューキャップ制度のCAPEX査定における高額案件の社内検証にあたっては、これらのプロセスをさらに高度化するとともに、透明性を確保した方法で検討を行っていくことが求められる。

② ステークホルダーとの協議

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度における「顧客満足度」、「デジタル化」、「安全性・環境性への配慮」の目標項目については、各社がステークホルダーとの協議を実施し、地域毎のニーズを踏まえた目標設定を行うこととされている。これを踏まえ、各社が従来からステークホルダーとの間で行っている意見交換、意見収集、情報発信等の取組内容や、これらの取組を通じて業務内容を改善した事例を確認するとともに、レベニューキャップ制度の導入に向けたステークホルダーとの協議に係る現状を聴取し、実態把握を行った。

●ヒアリング結果

各事業者は、従来から意見交換やアンケート等の手法によって、顧客である発電事業者、小売事業者をはじめ、地方自治体や、メーカー、施工業者、消費者等の需要家より、一定の協議を行い、業務運営の改善を行っていることが示された。

これらの意見交換を通じて、停電時の情報発信の迅速化や分かりやすさの改善、再エネ事業者への契約閲覧サービスの改修等、業務改善を実施した事例も確認された。

また、レベニューキャップ制度における「顧客満足度」、「デジタル化」、「安全性・環境性への配慮」の目標については、各ステークホルダーへのアンケートや個別対話を通じてニーズに沿った目標案設定を実施するとともに、当該目標案を各社ホームページにて公表し、広く意見募集を行ったことが報告された。

ステークホルダーとの協議については、引き続き幅広く意見収集を行うとともに、必要となる業務改善を実施した上で、その結果を公表するプロセスを繰り返し行い、各事業者が顧客満足度の向上や、今後取り組んでいく投資等に対する需要家の理解の醸成に努めていくことが必要である。また、社会全体の便益に資する投資を通じて、ステークホルダーに対する価値向上を実現していく観点も踏まえ、系統利用者に限らず地域社会との対話等、幅広くコミュニケーションを行って多様なニーズを把握することを通じてステークホルダーとの協議を進めていくことが期待される。

③ 無電柱化対応

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度においては無電柱化推進の観点から、「国土交通省にて策定される

無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること」を目標として設定することとしている。これを踏まえ、各社における無電柱化工事の計画策定や実施のプロセス、今後想定される整備距離や工事手法について、確認を行った。

●ヒアリング結果

各一般送配電事業者における無電柱化工事は、国土交通省の策定する無電柱化推進計画を踏まえ、全国的な基本方針、計画策定を行う無電柱化推進検討会議、各地方における推進計画を策定する地方ブロック無電柱化協議会、都道府県単位で具体的な工事箇所を調整する都道府県部会、道路状況等も勘案し具体的な事業実施を調整する地元協議会での検討プロセスを経て、具体的な実施箇所等の計画が策定されている。

第8期無電柱化推進計画（2021年度～2025年度）では、長期停電防止の観点から電線管理者が自らの計画を策定して実施する無電柱化を進めることが求められており、今後は電線共同溝による無電柱化工事に加えて、一般送配電事業者による単独地中化の整備距離が増加する見通しであることが示された。

また、整備を行う沿道の需要密度や交通量、工事規模や工事を行う時間帯によって工事単価が大きく変動することが示されており、レベニューキャップ制度のCAPEX査定においてもこれらの実態について、詳細な説明を求めたうえで、適切な審査、査定を行っていくことが必要である。

④ 次世代投資

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度においては、送配電ネットワークの次世代化を図ることを促す観点から、各事業者において効果的な次世代投資計画を策定し、国において投資プロジェクトごとに取組内容や期間、費用対効果等について確認を行うこととしている。これを踏まえ、一般送配電事業者が過去に実施した投資プロジェクトや、2023年度以降に実施を予定している投資プロジェクトやその具体的な内容について、聴取を行った。

●ヒアリング結果

各事業者において、再エネ大量導入やレジリエンス強化を見据えた次世代ネットワークの構築に向けた取組の実施を予定していることが示された。具体的には、「脱炭素化」として、系統の有効活用や需給調整、電圧管理の高度化に向けた設備投資及びシステム投資、「レジリエンス強化」として、停電の早期解消や災害時の系統安定機能の強化に向けた設備投資及びシステム投資、「効率化・サービス向上」としてデジタル技術の活用や、スマートメーターデータの有効活用に向けた設備投資、システム投資が計画されている。

レベニューキャップ制度において、これらの取組に要する費用を収入上限に算入するにあたっては、例えばデジタル化の推進による人工削減効果等の費用便益の観点や、既存設備の高

経年化対策も考慮した全体最適の観点等から効果を確認することが重要であり、取組の妥当性について、詳細な説明を求めたうえで、適切な審査、査定を行っていくことが必要である。また、次世代投資の推進にあたっては、一般送配電事業者 10 社の協働による研究開発の工夫や、取組の集約化を通じたコスト効率化を進めていくことも期待される。

⑤ レベニューキャップ制度に対する意見・要望事項等

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度については、昨年 11 月に本料金制度専門会合において取りまとめを行い、2022 年度に予定している申請、審査に向けた準備を行っているところである。取りまとめの内容や、足元の一般送配電事業者を取り巻く環境変化も踏まえ、レベニューキャップ制度の運用に向けた意見、要望事項等を聴取した。

●ヒアリング結果

昨年12月、資源エネルギー庁の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、「発電側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方について、2024年度を念頭に、2022年中を目途に結論を出す」、「電力ネットワークの増強費用等、再エネの導入拡大に伴い増大する送配電関連費用の安定的かつ確実な回収に向けて、再エネ賦課金を活用する交付金制度を通じた費用回収と、託送料金制度を通じた費用回収の在るべき姿について今後検討していく」旨の整理がなされた。この整理を受けて、事業者からは、送配電費用に係る回収の在り方が不透明な中で、収入上限の申請に向けた対応の判断が困難な状況であり、早急に議論を行って、方向性を明確にして欲しいとの強い要望が寄せられた。

また、送配電工事の工事従事者が減少傾向であることや、公共工事単価等が上昇傾向にあることを踏まえ、施工力確保に向けた工事単価の引き上げの必要性を考慮することや、再エネ接続申込量の多い地域特性を踏まえた目標の達成状況の評価等についても要望があった。

特に費用負担の在り方の議論については、一般送配電事業者の投資判断のみならず、託送料金水準の予見性確保の観点からも極めて重要な論点であり、早急かつ納得性のある結論が求められている。

⑥ 高経年化設備更新に係る物量および投資金額の推移

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度においては、一般送配電事業者が高経年化設備更新ガイドラインに基づき算定した設備のリスク量や、施工力も考慮した工事量の平準化を踏まえ、中長期の設備更新計画を策定し、計画的に高経年化設備更新を行うこととしている。

これを踏まえ、過去 5 年間における設備更新投資の実績と、今後 10 年間における計画を確認した。

●ヒアリング結果

各社のリスク量算定対象設備（鉄塔、架空送電線、地中ケーブル、変圧器、遮断器、コンクリート柱、架空配電線、地中配電ケーブル、柱上変圧器）における中長期（10年）の設備更新投資計画について確認をしたところ、高経年化に伴う更新物量の増加や施工力を加味した工事量の平準化により更新投資物量が増加する傾向にあった。

一般送配電事業者においては、電力広域的運営推進機関が策定した高経年化設備更新ガイドラインに則り、設備毎の故障確率や故障影響度を考慮したリスク評価を行うアセットマネジメントシステムを導入し、高経年化に伴う更新物量の増加や施工力の平準化を加味して中長期の設備投資計画を策定することで、工事物量の平準化やコスト最適化を図りながら、合理的な設備投資を行うことが求められる。

⑦ 経営効率化に向けた取組状況

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度導入後においても同様に、一般送配電事業者は託送料金の低廉化を促進すべく、不断な経営効率化に取り組む必要があることから、調達の工夫や、工法の工夫等の各社の取組状況を確認した。

●ヒアリング結果

各社における経営効率化の取組状況を確認したところ、物量と単価の両面から費用を抑えるという基本的な考えが示され、多くの事業者が経営層直轄の効率化推進に向けた会議体を設置し、全社的に効率化、生産性向上に取り組んでいることが確認された。

その具体的な取組としては、

- ・資材調達方法の工夫や仕様統一化を通じた投資単価の効率化
- ・デジタル技術を活用した点検業務の自動化や、書類作成業務の効率化
- ・他社の効率化事例の積極的な採用

などの効率化取組が多く紹介された。こうした各社の費用削減に向けた取組はコスト効率化の観点から一定の評価ができ、一般送配電事業者においては、今回紹介された新たな取組事例も参考に、更なる効率化やコスト削減に向けて様々な取組を進めていくことを期待する。

今後、再生可能エネルギー電源等の系統連系ニーズの増加や高経年化への対応など、送配電設備に関する費用上昇が見込まれる。また、レベニューキャップ制度においては事業者の効率化により生じた利益の 50%を翌規制期間に持ち越すことができるとされており、効率化インセンティブが働く制度としている。これらを踏まえて、一般送配電事業者においては、公

共性のある財・サービスの提供を独占的に担う立場から、中長期的なコスト削減目標を掲げて、効率化に向けた自社の対応や取組の全体像を具体的かつ定量的に説明していくことが期待される。

⑧ レベニューキャップ制度における設定目標に対する取組

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度においては、一般送配電事業者が社会的便益の最大化を目指す観点から一定期間に達成すべき目標項目を設定している。各目標項目における一般送配電事業者の現在の取組について、聴取し、実態把握を行った。

●ヒアリング結果

「安定供給」の指標の1つである停電対応については、設備の耐震性向上、早期復旧に向けた移動式変電所や電源車の確保、停電情報の発信強化等の取組を行っていることが確認された。また、災害時連携計画に基づき、10社共同訓練や仮復旧工法の実効性を確認したとの紹介があった。一般送配電事業者においては、災害時における電力の早期復旧を果たすことはもちろん重要であるが、設備の仕様統一化にも並行して取り組むことが求められる。

「再エネ導入拡大」については、今後増加する再エネ電源の早期かつ着実な連系に向けて、接続検討期間短縮に向けた業務効率化の推進や、関連部署間の連携強化、工程管理システムの活用といった取組が紹介された。

「サービスレベルの向上」に向けては、誤算定、誤通知の防止に向けて、スマートメーター化の確実な実施や、算定プロセスのシステム化といった取組が紹介された。

「広域化」に向けては、架空送電線、ガス遮断器、地中ケーブル、変圧器、コンクリート柱の一部仕様について、全10社による仕様統一化に向けた調整が完了したこと、さらに、今後鉄塔、電線、ケーブル、変圧器のその他仕様についても、仕様統一に向けた検討を進めていることが報告された。

「デジタル化」に向けては、ドローンやロボットを活用した設備点検等による業務効率化、サイバーセキュリティの強化、配電系統の電圧維持に向けたセンサー内蔵開閉器の導入を進めていることなどが紹介された。

「安全性・環境性への配慮」について、公衆災害防止や労働災害低減による安全性向上に向けた取組や、業務車両の電動化や、送電ロスの低減によるCO2排出量の低減に向けた取組が紹介された。

以上のことから、レベニューキャップ制度において設定する各種目標に対して、現時点において、各社ともに、問題意識をもって主体的に取り組んでいることが確認できた。

(3) 送配電網協議会における取り組み状況

●ヒアリング趣旨

レベニューキャップ制度の取りまとめにおいては、第2規制期間に向けて検討を深めるべき事項として、「停電時間のデータ採録範囲の拡大」や「OPEX 査定における各事業者の費用計上方法の統一」、「CAPEX 査定の重回帰分析における適切な説明変数の採用」等が挙げられており、これらについては、各事業者における現状の課題を整理した上で、第2規制期間に向けた対応を進めていく必要がある。これらの取組は10社で連携をして進めていくことが必要であり、その主導的な役割を担う送配電網協議会より現状の課題と今後のアクションプランについて、報告を求めた。

●ヒアリング結果

「停電時間のデータ採録範囲の拡大」について、第1規制期間は全社のデータ採録が可能な低圧電灯需要家のみを対象としているが、第2規制期間に向けては全ての需要家における停電量を目標として設定するため、特別高圧、高圧、低圧（電力）需要家の停電時間の採録を行う必要がある。まずは、各社システム改修規模の精査や、外生、内生要因分類の統一を行った上で、新たな10社共通の採録定義に基づき、第2規制期間に向けてデータを蓄積していく方針が示された。

「OPEX 査定における各事業者の費用計上方法の統一」について、各社間で計上方法に相違がある費目の洗い出しを行った上で、当該費目について対象が特定できるよう経理データへのコード付与等を行う取組例が示された。これにより、統計査定に用いる各社データの範囲が統一され、より精緻な統計査定を実施することが期待される。

「CAPEX 査定の重回帰分析における適切な説明変数の採用」について、費用差の要因分析や、追加説明変数の検討を行った上で、データの採録を開始し、それらのデータを用いた重回帰分析の試算を通じて、有効性を確認するPDCAサイクルを回していく方針が示された。

これらの取組について、送配電網協議会と各一般送配電事業者10社が連携して検討を深めるとともに、その検討結果について国とも議論を行って、適切に第2規制期間におけるレベニューキャップ制度に反映していくことが重要である。また、これらの取組に当たっては、レベニューキャップ制度に必要となるデータ採録のみに留まることなく、例えば停電時間であれば、設備故障リスクとコストの最適化の議論に資するデータ採録の観点も踏まえて検討を進めていくこと等が必要である。

3. おわりに

今回の事後評価等の結果を踏まえ、①一般送配電事業者においては、電力需要が伸び悩む傾向の中でも、再生可能エネルギーの拡大や安定供給の確保など、将来に向けた投資をしっかりと行うと同時に、更なるコスト削減を促進することが重要となる。また、②資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会においては、一般送配電事業者における必要な投資の

確保とコスト効率化を両立させ、再生可能エネルギー主力電源化やレジリエンス強化等を図ることができるよう、レベニューキャップ制度を運用していく。

以上